

増加する外国人への適切な法的支援に向けた法テラスの取組について

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内に 法テラス国際室を開設します

令和2年7月6日(月)、新宿区内のJR四ツ谷駅前に、政府が「外国人在留支援センター(Foreign Residents Support Center 通称:FRESC:フレスク)」を開所します。FRESCでは、外国人在留支援に関わる機関が複数入居し、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行う予定です。ここに、法テラスの新部署「国際室」が加わります。

法テラス国際室は、外国人在留支援に関わる他の入居機関と連携しながら、外国人に対する法的支援を行うことを通じて、外国人の受入れ環境の整備に携わってまいります。

法テラス「国際室」の主な業務

【①外国人への情報提供】

外国人在留支援センターへの来所者及び架電してきた外国人に対し、問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供します。

【②外国人在留支援センター内の他機関との連携】

外国人在留支援センターには、在留管理や人権擁護など、外国人に関する様々な相談窓口が設置されます。その相談の中には、法的対応を必要とする内容も多く予想されます。そのような状況に置かれる外国人が迷うことなく、適切な法的支援を受けられるよう、外国人在留支援センター内で連携を図っていきます。

【③外国人に対する総合法律支援の企画・立案・渉外事務】

9か国語での多言語情報提供や、弁護士・司法書士との無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替えといった、これまで外国人に提供しているサービスの更なる拡充を図るため、国際室に外国人への支援を企画・立案する専門部署としての役割を持たせ、外国人に必要とされている新しい支援の在り方などを形にしていきます。

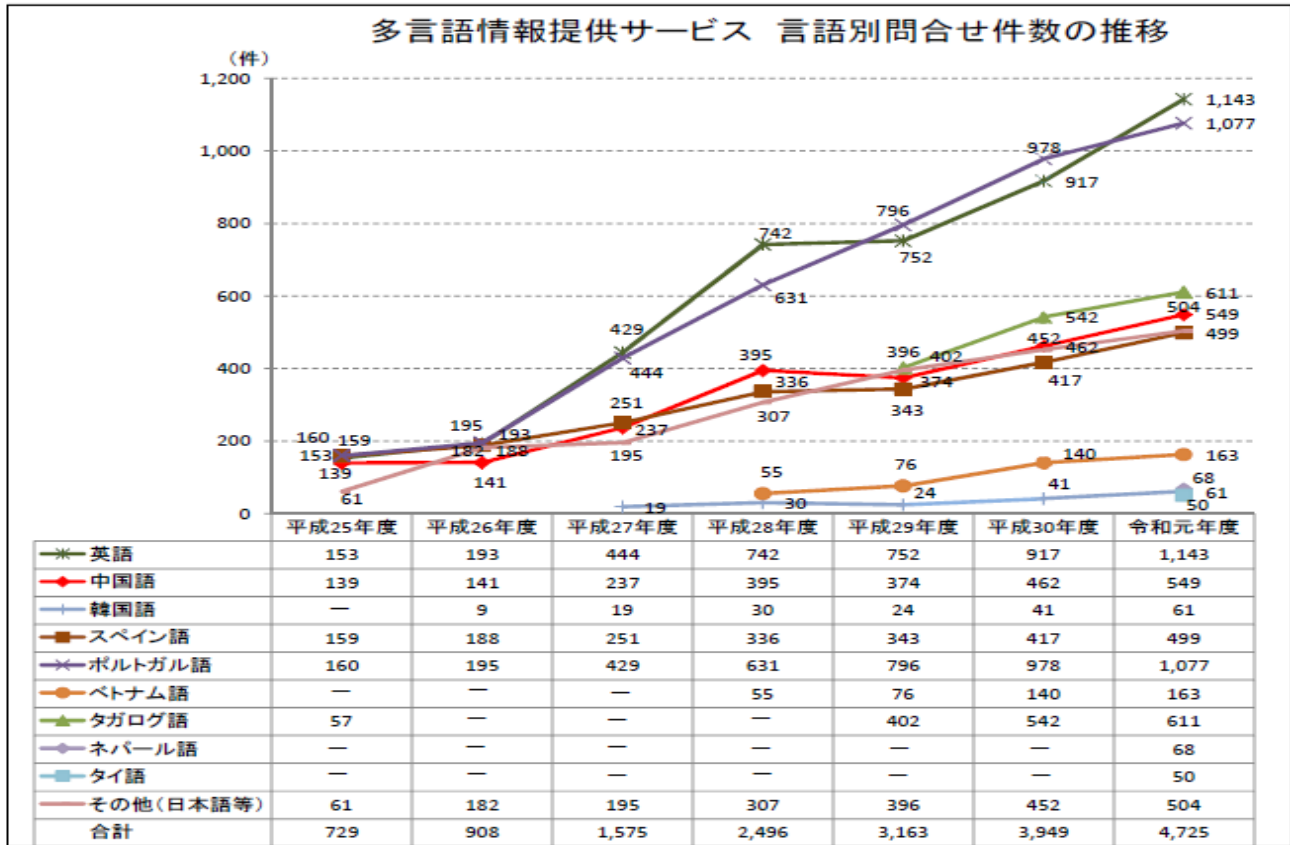
また、渉外事務として諸外国の法律扶助機関・団体等との連携も図ります。

法テラスにおける、現在の外国人への法的支援状況等は、次のページをご覧ください。

＜多言語情報提供サービスの状況＞

法テラスでは、日本語を話せない方のためのサービスとして、平成25年4月から、「多言語情報提供サービス」を行っており、その利用件数は増加の一途をたどっています。現在は、英語、中国語、韓国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語に対応しています。

※多言語情報提供専用ダイヤル：0570-078377（平日9時から17時）



(注1) タガログ語は平成26年度から28年度の間実施を停止している。
(注2) 韓国語は平成26年度から対応を開始した。

(注3) ベトナム語は平成28年度から対応を開始した。
(注4) ネパール語とタイ語は令和元年度から対応を開始した。

＜外国人からや外国人に関する問合せ事例(コロナ関連の事例)＞

①ビザについて

・留学ビザで日本にいたが、学校を退学することにした。コロナでビザに関する制度が変わったようだが、自分はいつまで日本にいられるか教えてほしい。

②住まいについて

・コロナを理由として、突然解雇され、家賃・住宅ローンの支払が出来ない。このままでは退去しなければならないが、どうすればよいか。

・4月入社予定でアパートを契約していたが、コロナの影響で日本に入国すらできていない。家賃を払い続けなければならないのか。

③仕事について

・コロナを理由に突然解雇された。以前から労使間トラブルがあるので、解雇の件も含めて相談したい。